

北杜市地域子育て支援拠点事業つどいの広場事業ひよこルーム運営業務委託仕様書

本仕様書は、北杜市地域子育て支援拠点事業つどいの広場事業ひよこルーム運営業務（以下、「事業」という。）の業務委託にあたり、本事業を実施する者（以下、「受託者」という。）が行う業務内容及びその履行方法等に関し、必要な事項を定める。

1 委託業務

- (1) 名 称 北杜市地域子育て支援拠点事業つどいの広場事業ひよこルーム運営業務
- (2) 実施場所 北杜市長坂町大八田3531（長坂保育園秋田分園内遊戯室予定）

2 委託業務における基本事項

(1) 一般的事項

本事業については、次に掲げる事項に沿って実施すること。

- ア 公共の施設であることを念頭に置いて、公平・公正に実施すること。
- イ 利用者の所持品の紛失や盗難防止への注意を喚起すること。
- ウ 必要な医薬品、医療品を常備すること。
- エ 利用者からの苦情を解決する体制をとり、サービス向上に努めること。
- オ 利用者にとって快適な環境づくり及び事業の利用促進を目指すと共に、日常または定期的に事業の実施場所の点検等を行うことにより最良な状態を維持し、安全の確保に努めること。
- カ 施設が破損した場合は応急措置を行い、修繕の依頼を行うこと。また、利用者が故意に施設を破壊した場合は、修理費用を負担させ修繕すること。
- キ 損害賠償責任保険及び生産物賠償責任保険等に必ず加入すること。
- ク 本事業の会計は、その他の事業の会計と区分すること。

(2) 基本的な考え方

本事業は、「北杜市地域子育て支援拠点事業つどいの広場事業実施要綱」（平成29年北杜市告示第27号）（以下「実施要綱」という。）に定めるところにより、関係法令を遵守して実施するものとする。また、本事業に関する基本的な考え方は、次に掲げるとおりとする。

- ア 地域の子育て支援拠点としての役割を担うほか、地域組織活動を育成助長する等の地域と一体となった運営を行うこと。
- イ 利用者の意見を運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- ウ 事業の効率的な運営を行い、経費の縮減に努めること。

3 委託業務の内容

(1) 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

- 1、子育て親子に遊びの場及び交流の場を提供し、子育て親子間の交流の促進を図ること。
- 2、子育て親子からの相談を通し、子育て親子への援助を行うこと。
- 3、子育て親子が必要とする子育て支援に関する情報を提供すること。
- 4、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施すること。
- 5、地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めるための活動を次に掲げる取組から実施すること。
 - ア、中学生、高校生、大学生その他のボランティアの日常的な受け入れ及び養成を行う取組。
 - イ、地域の高齢者、異年齢児童等との世代間交流を継続的に実施する取組。
 - ウ、父親サークルの創設、育成等を促進する継続的な取組。
 - エ、公民館、街区公園（児童遊園）、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に支援員が定期的に出向き、必要な支援、見守り等を行う取組。

(2) 利用対象者

利用対象者は、実施要綱第4条のとおりとする。

(3) 事業の実施日

事業の実施日は、実施要綱第5条のとおりとする。

(4) 事業の実施時間

事業の実施時間は、実施要綱第6条のとおりとする。

(5) 利用定員

利用定員については、実施要綱第7条のとおりとする。

4 職員配置及び設置等

開設時間中は、子育て親子の支援に関して意欲のあるものを2人以上（内1人は常勤とする。）配置すること。なお、常勤として勤務するものについては、保育士若しくは幼稚園教諭の資格を有する者又は山梨県が主催する子育て支援員研修を修了したものであること。

5 利用者の費用負担

本事業の利用料は、無料とする。ただし、講習会の材料費等利用者において負担することが適当と認められる最低限の実費については、徴収することができる。なお、当該収入については、受託者の収入とするが、金額や徴収内容については、北杜市と事前に協議を行うこと。

6 委託期間

業務委託期間については、契約締結日から令和6年3月31日までとする。

7 委託見積限度額

¥7,000,000円

各年度の見積限度額は¥3,500,000円とする。

本事業については消費税法基本通達6-7-5社会福祉関係の非課税範囲(2)第二種社会福祉事業ハに該当する事業である。

※運営に係る経費は、受託者が提出を行う実施計画書をもとに、北杜市と受託者との間で協議し、予算額の範囲内で委託料として支払うものとする。

※ただし、上記委託料を含む令和4年度予算案が北杜市議会において議決されることを前提とする。

※この金額は契約額を示すものではなく、見積額はこれを超えないこと。

(2) 経費内訳

受託者は本事業を実施するにあたり、以下の費用を負担するものとする。

北杜市は、授乳コーナー、ベビーベッド、遊具、その他乳幼児を連れて利用しても差し使えないものを設置するが、受託者が必要と考える備品等については、委託費には含めず、受託者の負担により用意するものとする。

なお、施設の維持管理費及び事業実施に係る光熱水費及び電話料については北杜市が負担するものとする。

ア 人件費

支援員に係る給与、手当、社会保険料、雇用保険料

イ 事務費

事務消耗品費

ウ 事業費

教材費、報償費（講師謝礼等）、保険料等

エ その他

事業実施に必要な費用

8 委託費の支払い

委託費は、月払いとし、受託者は、北杜市が定める手順に従い当該月分の委託費を請求する。

北杜市は、受託者からの請求後30日以内に当該月分の委託費を支払うものとする。

9 利用者の安全確保

利用者の安全確保について、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 利用者に事故のあった場合には、医療機関への搬送、保護者及び所管課への連絡等を速やかに行うこと。
- (2) 業務実施場所の安全確認を行い、利用者の事故がないように留意すること。
- (3) 不審者及び不審物等を発見した場合は、速やかに警察へ通報する等適切な処置を行う

こと。

- (4) 災害及び不審者等を想定した訓練を定期的に行うこと。
- (5) その他利用者の安全に必要な事については、その都度、適切に対応すること。

1 0 責任分担

本事業実施に係る責任は、基本的に受託者の責任とする。ただし、災害及び緊急時の対応については、別途協議する。

1 1 秘密の保持

受託者は、本事業を受託することにより、知りえた情報について他に漏らしてはならない。

1 2 個人情報の保護について

本事業の実施に当たっては、北杜市個人情報保護条例（平成 17 年北杜市条例第 2 号）に基づき、個人情報の適正管理に努めなければならない。また、運營業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、次に掲げる事項について必要な措置を講じること。

- (1) 受託者は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、保有個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、保有する必要がなくなった保有個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

1 3 遵守すべき法令等

業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならない。

- ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ウ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- エ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- オ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- カ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- キ 北杜市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 2 号）
- ク 北杜市情報公開条例（平成 16 年条例第 12 号）
- ケ 北杜市地域子育て支援拠点事業つどいの広場事業実施要綱（平成 2 9 年北杜市告示第 2 7 号）

コ その他関連法規

1 4 報告等

受託者は、次に掲げる諸帳簿等を常に備え付け、本事業に関する事項を記録するとともに、必要に応じ、当該記録した事項を北杜市に報告するものとする。

- (1) 事業計画書、職員配置表等の北杜市が指定する書類を令和4年4月1日に提出すること。
- (2) 受託者は、会計年度終了後30日以内に事業実施報告書を作成し、北杜市に報告しなければならない。この場合において、実績報告のほか、収支報告を含むものとする。
- (3) 受託者は、事業の実施に当たり業務日誌(実施要綱様式第2号)及び活動等報告書(実施要綱様式第3号)に活動内容、活動時間、利用人数、相談内容等を記録し、整理して保存するものとする。また、当該記録した事項を1ヶ月毎にまとめ必ず北杜市に報告するものとする。
- (4) 北杜市は、必要に応じて、施設、物品及び各種帳簿等の現地検査を行うことができる。
- (5) 事件、事故、災害緊急時には、利用者の安全を第一とし、適切な対応を行うとともに、遅滞なく北杜市に報告すること。
- (6) 利用者から苦情・要望があった場合は、適切な対応を行うとともに、北杜市に報告すること。
- (7) その他、北杜市が必要とする統計資料及び報告書を提出すること。

1 5 損害

受託者が、業務実施にあたり、敷地内の建物、工作物及びその他備品等に対し損害を与えたときは、受託者の負担により現状に回復又は賠償するものとする。

1 6 その他

- (1) 北杜市は、必要に応じて、受託者に施設利用者から意見や満足度を聴取するなどモニタリングを実施させることができ、事業の改善勧告を行うものとする。
- (2) 備品については、北杜市、受託者がそれぞれ所管するものを台帳に記載し管理を行う。
- (3) 北杜市が、北杜市地域子育て支援拠点事業つどいの広場事業の利用制限及び人数制限等を行っている場合は、北杜市の指示に従い措置を講じること。
- (4) その他、本仕様書に記載のない事項については、北杜市と協議を行うこと。
また、仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、北杜市と協議し、決定するものとする。